

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により奈良市から意見を聴きましたので、次のとおり公告し、その意見を縦覧に供します。

令和六年二月二日

奈良県知事 山下 真

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 アクロスプラザ奈良登美ヶ丘

所在地 奈良市中登美ヶ丘三丁目三番

二 奈良市から聴取した意見の概要

1 産業政策課

(1) 各種関係法令（地方公共団体の条例を含む。）を遵守すること。

(2) 大規模小売店舗立地法第四条の指針を最大限遵守すること。

(3) (1)及び(2)に関連して、速やかに本市の関係部局への相談、協議等を開始し、連絡調整を緊密に行うこと。

2 開発指導課

奈良市開発指導要綱・要領・基準を遵守すること。

3 廃棄物対策課

- (1) 奈良市廃棄物の処理及び清掃に関する規則第四条第五項に基づき、当該事業者は、一般廃棄物の排出抑制及び適正処理に関する業務を行わせるため、建物ごとに廃棄物管理責任者を選任し、選任の日から十四日以内に、市長に届け出ること。
- (2) 奈良市廃棄物の処理及び清掃に関する規則第四条第二項に基づき、当該事業者は、一般廃棄物の減量に関する計画を作成し、毎年一回、当該計画書を市長に提出すること。減量計画書は、令和六年度分から提出すること。なお、同年度の減量計画書の提出依頼時点において、建物の施工が完了していない等、当該建物において、事業活動が開始されていない場合は、その旨を報告すること。

三 縦覧場所

奈良県産業・観光・雇用振興部産業振興総合センター

四 縦覧期間

令和六年二月二日から同年三月四日まで。ただし、奈良県の休日定める条例（平

成元年三月奈良県条例第三十二号）第一条第一項に規定する県の休日を除きます。

五 縦覧時間

午前九時から午後五時まで